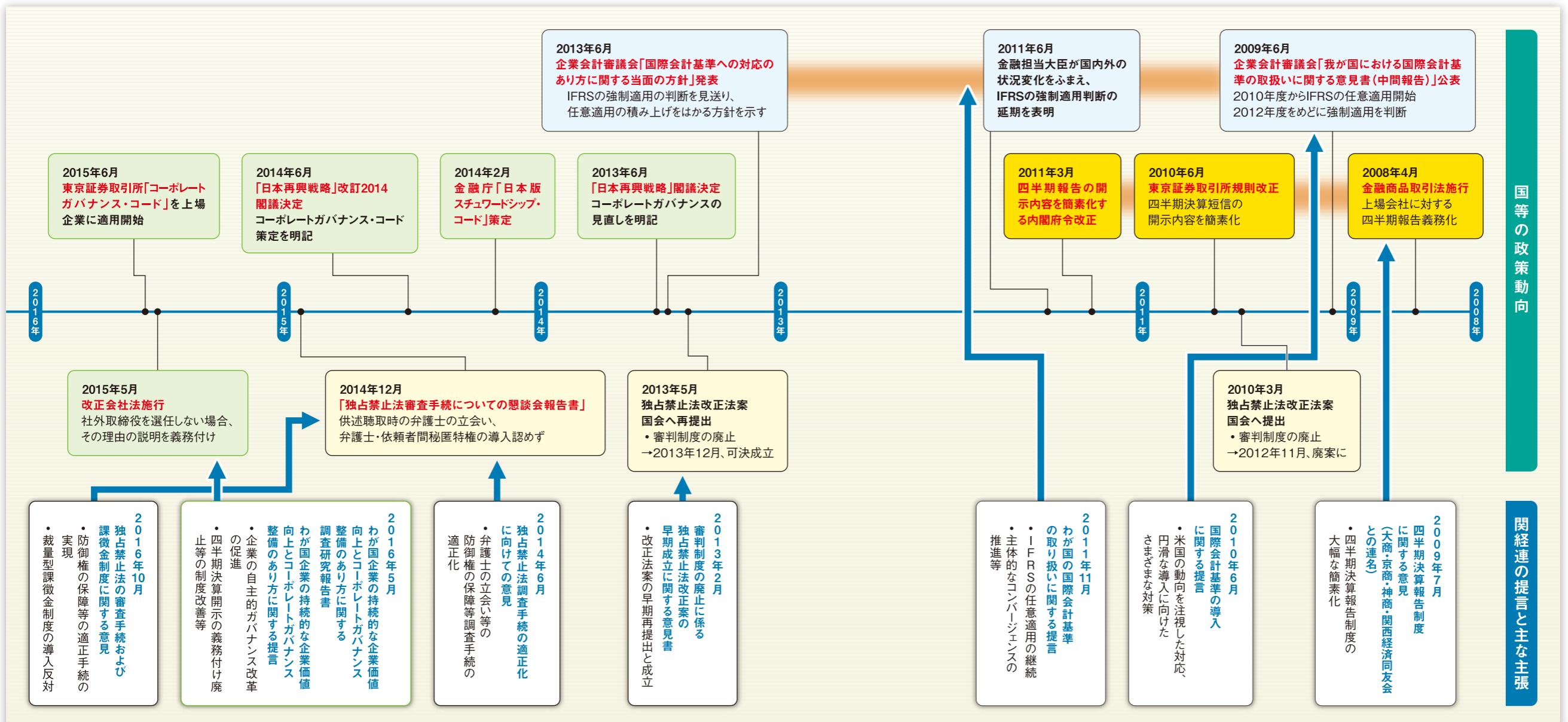


適正な企業法規の実現に向けて



関経連では、企業法規委員会（2012年度までは企業経営委員会）が中心となり、企業の国際競争力強化の観点から、企業活動の基盤となる法制度・会計制度・コーポレートガバナンスに関する課題の調査研究を行い、適宜、提言を行ってきた。

国等の政策動向

関経連の提言と主な主張

- 2009年6月 企業会計審議会「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書(中間報告)」公表 2010年度からIFRSの任意適用開始 2012年度をめどに強制適用を判断
- 2008年4月 金融商品取引法施行 上場会社に対する四半期報告義務化
- 2010年6月 東京証券取引所規則改正 四半期決算短信の開示内容を簡素化
- 2011年3月 四半期報告の開示内容を簡素化する内閣府令改正
- 2011年6月 金融担当大臣が国内外の状況変化をふまえ、IFRSの強制適用判断の延期を表明

- 2010年3月 独占禁止法改正法案 国会へ提出
 - ・審判制度の廃止 →2012年11月、廃案に

- 2009年7月 四半期決算報告制度 (大商・京商・神商・関西経済同友会との連名)
 - ・四半期決算報告制度の大幅な簡素化
 - ・米国の動向を注視した対応、円滑な導入に向けたさまざまな対策
- 2010年6月 國際会計基準の導入
 - ・審判制度の廃止
 - ・主張的なコンバージェンスの推進等
- 2011年11月 わが国の国際会計基準の取り扱いに関する提言
 - ・IFRSの任意適用の継続
 - ・主張的なコンバージェンスの推進等

この10年を振り返ると、金融資本市場のボーダレス化が進むなか、わが国においても、開示制度、会計基準、コーポレートガバナンス、独占禁止法について、法律や取引所規則による規制、そして制度改定が相次いで進められてきた。この10年を振り返ると、金融資本市場のボーダレス化が進むなか、わが国においても、開示制度、会計基準、コーポレートガバナンス、独占禁止法について、法律や取引所規則による規制、そして制度改定が相次いで進められてきた。この10年を振り返ると、金融資本市場のボーダレス化が進むなか、わが国においても、開示制度、会計基準、コーポレートガバナンス、独占禁止法について、法律や取引所規則による規制、そして制度改定が相次いで進められてきた。この10年を振り返ると、金融資本市場のボーダレス化が進むなか、わが国においても、開示制度、会計基準、コーポレートガバナンス、独占禁止法について、法律や取引所規則による規制、そして制度改定が相次いで進められてきた。

四半期決算報告制度

四半期決算報告制度については、2009年2月の第47回関西財界セミナーの分科会において大きな議論となり、廃止あるいは大幅な簡素化を求める意見が多く出された。これを受けて、同年7月、大商・京商・神商・関西経済同友会との連名による提言を取りまとめて、金融庁および東京証券取引所に対し要望を行った。その後、関係法令等の改正により大幅な簡素化が実現した。

国際会計基準（IFRS）

十分な準備がないなかでIFRSが強制適用となると、企業経営に大きな影響を与えるとの懸念から、2010年6月、「国際会計基準の導入に関する提言」を取りまとめ、円滑な導入に向けたさまざまな対策を金融庁に要望した。さらに、2011年11月に取りまとめた提言では、現行の任意適用の継続、国益

の観点からの主張的なコンバージェンスの推進などを金融庁に要望した。後に、金融庁の企業会計審議会は、当面の間、強制適用はせず、任意適用の積み上げをはかる方針を示した。

コーポレートガバナンス

2015年、上場企業に対するコーポレートガバナンス・コードの適用、社外取締役の導入促進などをはかる改正会社法が施行された。当会では2016年5月に、形よりも実質を重視する企業の自主的ガバナンス改革の促進、企業と株主との建設的な対話を促す制度改善（四半期決算開示の義務付け廃止など）を求める意見を発信している。

● 独占禁止法

2005年以降の独占禁止法の改正により、公正取引委員会の法執行力が強化されてきたことに対し、海外で認められている防御権をはじめ適正な審査手続きの保障に向けて、2014年6月、「独占禁止法調査手続きの適正化における意見」を取りまとめ、公正取引委員会に対し要望を行った。さらに、裁量型課徴金制度の導入に関する検討の動きに対しても、適正手続の実現を重ねて要望するとともに、公平性・予見可能性などの観点から大きな懸念があるとして、その導入に反対した。

今後も、適正な企業法規、企業開示制度の合理化、成長戦略に資する規制改革を実現するため、調査研究と政府への提言、企業への普及活動を行っていく。